

琉球大学学術リポジトリ

律令地方財政の一考察

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山里, 純一, Yamazato, Junichi メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/15569

律令地方財政の一考察

山里純一

はじめに

律令国家が農民に賦課した田租・調・庸・出挙・雑徭等のうち、田租と出挙利稲は、主として諸国の正倉に収納され、地方財源として国衙の諸経費に充てられ、調・庸物・雑徭による貢納物は、中央財源として、官衙費や官人の給与等の経費に充てられる、というのが、財源、用途の面からみた律令財政の構造である。こうした中央と地方という財政組織（構造）となったのは、財源となる物資の軽重と密接な関連があり、軽貨は中央へ運び、重貨は諸国に留め置くという、当時の輸送能力を考慮した結果であることはつとに指摘されている。⁽¹⁾ しかしながら、これによつて中央財政と地方財政は、それぞれ別箇に独立して運営されていたとみることはできない。地方経費は国衙の公的経費のみでなく、中央財源のための経費が含まれているからである。ここではそのことを、重貨と軽貨に便宜的に分けて⁽²⁾考察していきたいと思う。

近年は律令財政、とりわけ中央財政研究において、新しい研究視角による注目すべき成果が発表されている。⁽³⁾ しかし律令財政の総体的な解明のためには、中央財政・地方財政の両側面からの追求、検討がなされねばならないことは言うまでもない。そういう意味においては地方財政の研究の立ち遅れの感は否めない。そこで近年の経費論の動向に導かれながら、中央財政と地方財政の有機的関連を示唆する、地方経費に占める中央財源的経費の役割を検

討しようというものである。

一 軽貨と地方経費

(一) 交易雑物

中央財政と地方財政は前述の如く、財源を一応別立てにしている。しかし当初から中央経費に充用される財源を地方財政の経費によつて確保されたものがある。それはすでに大宝令の定めるところであるが、養老賦役令の条文には、

凡諸国貢物者、皆尽_レ当土所出。其金、銀・珠・玉・皮・革・羽・毛・錦・罽・羅・縠・紬・綾・香・葉・彩色・
服食・器用・及諸珍異之類、皆准_レ布為_レ価、以_レ官物_レ市充。不得_レ過_二五十端_一。其所送之物、但令_レ無_二損壞穢惡_一
而已。不得_レ過_二事修理、以致_二勞費_一。

とあり、また

凡土毛臨時応_レ用者、並准_二当时価、々用_二郡稻_一。

とある。いづれも『令集解』の同文の古記によつて大宝令にもその規定が存在したことが確認されるが、前者の場合は大宝令では「朝集使貢献物」とあつたようである。

さてこれらは諸国の特産物を官物及び郡稻によつて調達し中央へ進上せしめ、中央の経費に充用されるというものであるが、何故令条において別々の条文として制定されているのかという問題がある。賦役令集解土毛条の穴説は、両者の別は臨時と尋常の差にあるとしてしているが、岩波日本思想大系『律令』の註釈ではこれをとらず、それぞれの系譜的な違いを反映したものと解している。貢献物は「当土所出」の物として代表的な品目を掲げているが、土毛について古記は「謂草木也。其地所_レ生、謂_二之地毛_一。当国所_レ出、皆是土毛耳」と述べており、その趣旨はほとん

と同じとみてよい。ただ貢献物が朝集使によつて毎年貢上される土産である⁽⁴⁾のに対し、土毛は令条に「臨時」と明記されているという相違はそれなりに注意すべきであろう。それに加えて朝集使（諸国）貢献物は「官物」を、土毛は「郡稻」を用いるとして財源の相違を明確にしている点も看過できない。確かに賦役令集解貢献物条の諸説はほぼ一致して「官物」を郡稻であるとし、他の令条の官物に対する諸説もだいたいその傾向にある。しかし中には正税と解しているものもあり、また何よりも令文においてあえて官物と郡稻の語を使いわけている点は、本来両者が別財源であることを示すものとしなければならぬ。従つて財源を異にすることも両者が別条をなすもう一つの根拠となる。更に土毛条が唐賦役令の租の雑折に関する規定を継承したものである⁽⁵⁾ことを考慮すれば、貢献物条と土毛条を単なる系譜的遺制としてとらえることは無理なように思われる。このようにみれば、それはやはり、地方財政経費の恒常費と臨時費との違いにもとづくものと考えるのが穏当と思われ、穴説は一概に否定できない。令文には明記されないが、このように同一内容の経費に対して恒例、臨時によつて支出財源を異にしたと思われる例として仏事供養布施料の場合がある。即ち天平六年尾張国、同八年薩摩国、同九年但馬国、和泉監、同十年淡路国、駿河国、同十一年伊豆国の各正税帳には、正月十四日の恒例の金光明経、金光明最勝王経の説誦会における供養料の経費がみえるが、天平四年越前国郡稻帳に

読誦金光明経捌卷、金光明最勝王経壹拾卷、齋会之日、用稻参 ⁽⁶⁾

とあるところから、この経費は天平六年の官稻混合以前は郡稻から充用されたものであったことが知られる。ところがこの恒例の齋会の外に、天平六年尾張国、同十一年伊豆国の各正税帳によれば臨時の齋会も行なわれており、それに正税が支出されているが、天平二年大倭国正税帳の添上郡の記載に「依十二月九日太政官符、請受戒寺仏聖僧并僧三軀供養料四束捌把、布施布三端、一段直七十束」⁽⁷⁾とみえ、官符による臨時の仏事供養、布施料には、天平

六年以前は大税が支出されたと推測されるのである。

さてこれら諸国貢獻物はその後拡充され交易雑物として定着するが、まず令に掲げられた諸国貢獻物が具体的にどのような形で調達貢上されたかをみておこう。

皮については天平期正税帳に次の如くある。

(天平六年尾張国正税帳)

進上交易鹿皮肆拾束卅張洗幕
十張不熟直稻肆拾束⁽⁸⁾

(天平九年駿河国正税帳)

御履皮式張直稻式伯玖拾束一張直百卅束
一張直百五十束⁽⁹⁾

(天平九年但馬国正税帳)

御履牛皮式張充直稻壹伯玖拾束一張百束
一張九十束⁽¹⁰⁾

(天平十年周防国正税帳)

交易御履料牛皮式領価稻壹伯漆拾束一領九十束
一領八十束

交易鹿皮壹拾伍張価稻陸拾壹束五張別五束、一七張別四束、
二張別三束、一七張別四束⁽¹¹⁾

これによれば皮は正税をもつて交易され、供御用(御履用)に充てられたことが知られる。また天平六年出雲国計会帳には、十一月十四日に「鹿皮肆拾張事」⁽¹²⁾が民部省に進上された⁽¹³⁾ことがみえており、皮の貢上に際して文書も同時に作成、進上されたようである。服食については、義解に「服読如服餌之服、如吉備醜、耽羅脯之類是也」とあるが、天平十年周防国正税帳には、

耽羅方脯肆具 価稻陸拾束具別十
五束⁽¹⁴⁾

と耽羅方脯の正税交易の事実が知られる。玉の場合は、天平十年筑後国正税帳に次の如き記載がある。

依太政官天平十年七月十一日符、買白玉壹伯壹拾參枚、直稻漆拾壹

束壹把壹分

紺玉漆伯壹枚 直稻肆拾壹束壹把捌分

縹玉玖伯參拾參枚 直稻肆拾漆束漆把捌分

緑玉肆拾貳枚、直稻參束壹把漆分

赤勾玉漆枚 直稻壹拾陸束捌把

丸玉壹枚 直稻壹把貳分

竹玉貳枚 直稻參把肆分

勾縹玉壹枚 直稻壹束捌把⁽¹⁵⁾

但しこれは官符による臨時の支出であるので、あるいは賦役令土毛条の規定が適用されたものかとも思われる。なお天平六年出雲国計会帳によれば、天平五年八月十九日に「水精玉壹伯伍拾顆事」⁽¹⁶⁾が弁官に進上されており、皮の場合と同様に貢上にあたって文書が付されたことが知られる。珠⁽¹⁷⁾については正税帳にその交易記事はみえないが、天平六年出雲国計会帳の弁官解文に「真珠參拾顆^上一十顆^中五顆^下」⁽¹⁸⁾とあるのはその貢上を示すものであろう。天平十年駿河国正税帳には、

覓珠玉使春宮坊少属從七位下大伴宿禰池主^上八口^下六郡別一日 食為单伍拾肆日^上六口^下八口⁽¹⁹⁾

とあり、珠玉の確保のために中央から覓珠玉使が派遣されることもあった。更に天平十年駿河国正税帳には、上総国の文石を進上するための使に食料を支給した記事がみえるが、その文石もあるいは貢献物に含まれるのかもしれない。

ない。

次に錦・綾・羅であるが、これについては統紀和銅四年六月丁巳条に挑文師を諸国に派遣し錦綾の折り方を教習せしめたことがみえ、翌五年七月壬午条には伊勢、尾張、参河、駿河、伊豆、近江、越前、丹波、但馬、因幡、伯耆、出雲、播磨、備前、備中、備後、安芸、紀伊、阿波、伊予、讃岐の二十一カ国に錦綾を織成せしめるところで、実際にはこれ以後本格的な錦綾の生産が開始され、貢上も恒例となったと考えられる。ところが「延喜主計式」によれば、両面（錦）、羅、綾は調品目の中に含まれているため、令で諸国貢献物として規定された綿、綾、羅は『延喜式』段階に至るまでの間に調への転換をみたことになるが、喜田新六氏⁽²⁰⁾や早川庄八氏⁽²¹⁾はほぼこの頃から調として貢上されたとみておられる。特に早川氏は、①和銅五年にはじめて織成を命じられた二一カ国は、「延喜主計式」に定める調の高級織維輸納国と比較すると、因幡、伯耆、出雲、備前、備中、備後の六国が式にない代わりに、伊賀、遠江、相模、（加賀）、能登、丹波の六国が加えられている以外は一致する、②天平四年越前国郡稻帳及び同六年尾張国、同十年駿河国の正税帳によれば、綿・綾・羅機が国衙工房に備えられ、その機具の修理また織生への食料が支給されているが、これは延喜主計、主税両式に記載されているものと一致する。③正倉院に伝えられた調綾の「近江国調□宝花綾壹匹」花綾文織蒲生郡東生郷田尻小東人」の墨書によれば綾が調と明記されている、等の理由によりその転換時期は令制の初期にまで遡りうるとの見解を示されたのである。しかしこれに対してはすでに浅香山木氏が、統紀の和銅五年の記事は必ずしも調としての貢納を明示するものではなく、『延喜式』に規定された輸納国との一致もこれを証明するものとはならない、また正倉院の調綾の墨書も年紀を欠いていて、天平前半期の綿、綾、羅の貢献物から調への転換を示す確証とはならない、として疑問を提示するとともに、天平期正税帳の記載は綿・綾・羅が依然として諸国貢献物として貢上されていたことを示唆するものであると述べておられる。⁽²²⁾ 氏の批

判は妥当であり、綿・綾・羅の貢献物から調への転換時期を天平前半期以前とみるのは無理なように思う。即ち綿・綾・羅の生産に必要な経費が諸国正税によって支弁されていることは、やはりこれが貢献物であったことを示す重要な根拠となる。但し天平四年越前国郡稻帳の記載によれば、官稻混合以前は郡稻支弁であったが、令制では臨時の土毛購入経費は郡稻、毎年の朝集便貢献物は郡稻ではない官物（即ち正税）で支弁されることになっていた。これについて私は、当初は土毛の購入程度のわずかの経費を支弁する財源であった郡稻が、和銅期頃大税にかわつて国衙の公的経費を支弁する財源として重視されるような何らかの政策変更があつたのではないかと憶測し、和銅五年の郡稻の乏少もこうした郡稻経費の増大にあつたと考えたのであるが、⁽²³⁾ いずれにしても綿・綾・羅の貢上にあつたての国衙工房における必要経費が官稻によって支弁されていることは、令制の貢献物の調達、貢上の方法が依然として継承されていることを示すものである。⁽²⁴⁾

以上天平期正税帳によれば、諸国貢献物また臨時貢上の土毛は国衙の公的経費として正税によって支弁されていたことが確認されるが、この他にも雑多な貢上物が正税交易によって調達されている。⁽²⁵⁾ 天平期の正税交易物を一括して掲げると次表の如くなる。

(第一表) 天平期正税交易一覧

国名	文書名	品目	分量	支出額(束)	備考
大倭	天平二年大税帳	小麦	三斛	六〇束	十市・城下・山辺郡各廿束
越前	天平二年大税帳	〈縁民部省符〉純糸		五〇〇〇束	坂井郡

	紀伊	尾張	駿河	
天平四年郡稻帳	天平二年大稅帳	天平六年正稅帳		天平九年正稅帳 天平十年正稅帳
皇子 綿綾羅機一三具 { 綜 料糸	〔年料外〕小麦	〔年料〕馬蓑 田蓑 苳 苳 苳 胡麻子 苳 皇子 〔進上交易〕白貝内鯨	〔依官符交易〕馬蓑 鹿皮 苳 募夫料雜鯨 木贅椀料漆 鱒	御履皮 豉料大豆 〔中宮職交易〕純 〔皇后宮交易〕煮堅魚 味葛煎
三斛 一四条 一三八・八斤	六斛	二〇領 一〇〇領 四斛 四斛 五斛 二斛 一・五斛 七〇斤 四〇張 五〇斛 一五二口 三五領 七口 六升	一六六六・六束 一五二束 一四〇束 四〇五束 一二〇束	二張 七・五斛 八〇匹 三二〇斤 二斗
六〇束 三四六二・五束	六〇束	八〇束 五〇束 八〇束 一二〇束 五〇束 四〇束 三〇束 二一〇束 四〇〇束 一六六六・六束 一五二束 一四〇束 四〇五束 一二〇束	一八一八・六束	二九〇束 七五束 九三〇〇束 一四八〇束 二〇〇束
足羽郡二〇束・坂井郡四〇束 大野郡一八〇〇束 江沼郡一六六二・五束	首部			

但馬	天平九年正税帳	醬豆 御履牛皮 造難波宮雇民食料雜給	二六斛 二張 五斛	二八六束 一九〇束 一五〇束	
和泉	天平九年正税帳	〈年料交易〉麦 〈依民部省符交易進上〉調陶器 真宮	一四斛 一〇合	二八〇束 一二〇束	大麦四斛・小麦一〇斛 首部 日根郡の調陶器カ
周防	天平十年正税帳	御履料牛皮 交易鹿皮 耽羅万脯	二領 一五張 四具	一七〇束 六一束 六〇束	

しかし天平期段階ではまだ地方経費全体に占める割合はそれ程大きくはなかつたようであるが、「延喜民部式」の交易雑物をみると、その後更に交易物は増加し中央経費を支える重要な財源として、地方財政を圧迫する一つの要因となつていったことがうかがえる。ちなみに正税帳に交易物のみえる国々の交易雑物は次の通りである。

〔第二表〕『延喜式』交易雑物抄

国名	交	易	雑	物
大倭	大麦(三石)・小麦(一一・〇七三石)・葦子(六斗)・大角豆(四石)			
越前	絹(二六二疋)・履料牛皮(六張)・漆(一・五石)・曝黒葛(三〇斤)			
紀伊	白絹(一二疋)・絹(二〇〇疋)・鹿皮(二〇張)・鹿角菜(二石)・青苔(五〇斤)・海松(四〇斤)・海藻根(一〇斤)・鳥坂苔(五斤)・那乃利曾(五〇斤)・樽(二合)・大凝菜(二〇〇斤)・於胡菜(三〇斤)・大豆(二〇石)・小豆(三〇石)・胡麻子(五石)・醬大豆(一〇石) 〈隔三年一進〉大豆(三石)			

尾張	白絹(一二疋)・絹(一五〇疋)・油(三石)・樽(二合)・苧(一一〇斤)・鹿革(二〇張)・鹿皮(一〇張)・鹿角(一〇枚)・稗子(五石)・胡麻子(四石)・荏子(四合)・鹿角菜(三石)・凝菜(四〇斤)・於胡菜(三〇斤)
駿河	絹(二〇〇疋)・商布(二二〇〇端)・鹿革(四〇張)・樽(二合)
但馬	絹(七七疋)・糸(一〇〇〇斤)・鮫皮(一五〇斤)・醬大豆(二六斤) <small>〈隔三年進醬大豆五石〉</small>
和泉	小麦(二五石)
周防	鹿革(二〇張)・席(三五〇枚)・苫(二五枚)・櫛子(四合)

ところで中央財政を支える財源の主体は調庸物であったが、八世紀後半頃からその鹿患、違期、未進が増大し律令政府はその対策に苦慮するようになる。その一方で前述の如く諸国の正税によって弁備し貢上せしめる制度が諸国貢献物の料をこえて拡充され交易雑物として定着していったのである。こうした現象を従来は調庸制の動揺、衰退によって交易雑物が増大したとみて、例えば園田香融氏は「調庸から正税へ」という概念で示され、⁽²⁶⁾ また村井康彦氏は「貢納制(調庸制)から交易制へ」という表現をもって理解されておられる。⁽²⁷⁾ しかしこうした把握の仕方については疑問も出されており、奥野中彦氏は村井氏が交易制の調庸制への同質化と説かれたことを批判され、調庸制と交易制は本来収取体系を異にするもので、調庸は律令国家の人民的支配のあらわれであるが交易制は財政の見地から規定されたものであるとし、むしろ交易制における調庸収取の吸収とみるべきであるとされる。⁽²⁸⁾ また中野栄夫氏は、調庸制は交易と密接な関連を有していることは明らかであるが、それはあくまで有損年における特例的措置であり、必ずしも「貢納制から交易制へ」という一般的、全体的な変化を示すものとはならないと述べておられる。⁽²⁹⁾ 一方早川庄八氏は基本的には村井氏に依りながらも、国衙と中央との関係においては交易制も貢納制

の一つの変型であり、中央に対する「使途に応じた現物の貢納制」という点に関する限り律令制本来の貢納制のたてまは保持されていたことを指摘しておられる。⁽³⁰⁾ また近年では中西康裕氏が交易雑物は調庸制と併行したもので、調庸制では収取できないものを調達する、いわば「調庸制の質的補完制度」とする見解を述べておられる。⁽³¹⁾ 調庸物を正税によって交易した例は次表の如く天平期にもみえる。

(第三表) 天平期正税帳にみえる調交易例

年度	国名	民部省符	交易名目	数量	支出額(稻束)	出典
天平九年	但馬	天平九年十月五日符	神戸調純	三〇・三匹	二〇一〇	『大古』二ノ六五頁
〃	長門	天平九年十月五日符	神戸調綿	不明	一五八五一	『大古』二ノ三三頁
〃	和泉	天平九年九月廿二日符	神戸調銭 調陶器	五六七文 不明	七〇・八五 不明	『大古』二ノ七九頁 『大古』二ノ七八頁

これによるとすべて天平九年に実施されており、当年の大疫のために租調が全免された⁽³²⁾ ことに対する措置であったことは明らかである。しかし寺神の封戸⁽³³⁾ の場合はともかく、調陶器のように本来調として進上すべきものまで正税交易によつて確保し進上されている。これが和泉監の調のすべてであるか、または特に中央経費に不可欠な物資であることによるものかは不明で、また他の同年の正税帳にはこうした一般の調物の交易記事はみえないのでこれを普遍化することはできない。ただ若干時代には下るが、『類聚三代格』卷八の承和六年十月九日付太政官符には次の如くある。

応_レ交_二易_一申_レ損_レ諸_レ国_レ調_レ庸_レ雜_レ物_一事

右、太政官去天長九年二月三日下_レ民部省符_レ僞、被_レ大納言正三位兼行左近衛大将民部卿清原真人夏野宣_レ僞、奉_レ勅、承前当_二于_レ諸_レ国_レ有_レ損_レ之_レ年_一、所_レ被_レ免除_レ調_レ庸_レ雜_レ物_一之_レ代_一、仰_レ比_レ国_レ令_レ交_レ易_一、因_レ茲未_レ進_レ猥_レ積_レ、用途難_レ支_レ、於_レ事商量、理不_レ可_レ然、自今以後、宜_レ予_レ令_レ当_レ国_レ依_レ朝_レ使_レ勘_レ定_レ帳_レ交_レ易_レ弁_レ備_レ者_一。今_レ被_レ右大臣宣_レ僞、有_レ損_レ之_レ国_レ所_レ被_レ免除_レ調_レ庸_レ雜_レ物_一之_レ代_一、若_レ待_レ朝_レ使_レ勘_レ定_レ者_一、恐_レ交_レ易_レ過_レ時_レ事_レ難_レ濟_レ。宜_レ早_レ仰_レ当_レ国_レ推_レ量_レ損_レ戸_一、預_レ令_レ交_レ易_一。

即ち承前の例では有損の年に免除された調庸雜物の代は比国に仰せて交易せしめることになっていたが、それは未進猥積し用途を支えることが困難であるため、天長九年二月三日民部省符によって、今後はあらかじめ当国をして朝使の勘定帳に依つて交易弁備せしむこととしたが、朝使の勘定を待つ間に交易の時期を失ないこれを弁済することができなくなってしまうので、早目に当国に仰せて損戸を推量しあらかじめ交易せしむることを制している。これによると、この時期には有損の年に免除された調庸物はすべて交易によって弁備されていたようである。ここで注目されるのは、調庸物を正税交易によって弁備されるのはあくまで有損の年で、この点は天平期の例と変わっていないということであり、また天長九年の時点においても調庸の未進が猥積し「用途難支」と述べられ、調庸物の中央経費への充用があくまで前提となっているということである。村井康彦氏は調庸制から貢易制への最初にして本格的な転換を示すものとして弘仁十四年の公営田制を重視され、⁽³⁴⁾ また早川庄八氏は延暦十七年十月十九日の「禁官交易物失時致損事」という太政官符の存在などにより、公営田制はすでに盛行していた調庸物品の交易物への編入という事実を参考して採用された方式であるとされたが、⁽³⁵⁾ 弘仁十四年以後も調庸制は一応維持されているのは注意を要する。また早川氏の指摘された延暦十七年十月十九日の太政官符の記事とは次のようなものである。

禁_レ官交易物失_レ時致_レ損事

右時物有_レ貴賤、充_レ價異_レ高下、夏_レ純秋穀色類既多。如聞、諸国交易先_レ沽_レ價、貴時強_レ与_レ賤價、賤時詐_レ注_レ貴直、遂事_レ割_レ截、枉_レ規利潤、蠹_レ民害_レ政莫_レ甚_レ於斯、宜_レ改_レ前過_レ不_レ得_レ重犯、仍_レ候_レ物賤之時_レ充_レ和_レ市之價、依_レ實申_レ官、不_レ得_レ姦_レ截、如有_レ不_レ悛、罪同_レ上_レ条。

早川氏はこの中で「夏_レ純秋穀、色類既多」とあり、令条の諸国貢献物の品目にも、天平期正税帳の交易物にもみえなかつた純が交易物品の中に編入されていることを重視され、こうした官符が発令されたこと自体、正税交易物がすでに重要なものと認識されていたことを意味すると述べておられるのである。しかし正税交易物が重要なものと認識されていることは、必ずしも調庸物がそれに編入されたことを示すものではない。また純がはじめて交易物品としてみえるといつても、純を交易雑物として進上したのは武蔵・上総・常陸・上野の東国四カ国に限られており、また交易雑物と調庸の品目を比較した場合、重複するものよりむしろ重複しないものの方が多い。従つてそれをもつて調庸物の交易物への編入を一般化することはできないように思うのである。

(二) 交易雑器、年料雑器、貢蘇

交易雑器は「延喜民部式」によれば、畿内五カ国に酒槽、円槽、槽・臼・杵・輿籠・置簀・匏・輦籠等の貢進を義務づけたものである。特に財源を明記しないが、交易とあることから正税によつて支弁されたものと思われる。養老賦役令には、

凡_レ供_レ京_レ菓_レ藍_レ雜用_レ之_レ属、每_レ年_レ民部、預_レ於_レ畿内_レ斟量_レ科下。

という規定がみえるが、『令集解』に引かれた義解・令釈・古記は一樣に、これらは雑徭によつて弁備されると解釈

している。従って「延喜民部式」の交易雑器とは調達方法が異なっており、両者が直接結びつくとは思われない。しかし多少の関連は認められるであろう。(36)

次に年料雑器であるが、「延喜民部式」には尾張と長門の二国に瓷器の生産・貢上を定め、「用度皆用正税」とある。瓷器は鉛釉を用いた施釉陶器で、『日本後紀』弘仁六年正月丁丑条の「造瓷器生尾張国山田郡人三家人部乙麻呂等三人伝習成業、准雑生聴出身」とある記事はその生産を示す初見史料であるが、これは灰釉陶器の伝習が成功したことを記念したものと解されている。(37) いずれにしても天平期正税帳にその生産に関わる経費がみえていないのは瓷器の生産が当時はまだ行なわれていなかったからであるが、ただ天平六年尾張国正税帳には次のような罇と木贅碗の製作に関する記載がみえる。

依太政官天平六年正月十三日符造罇漆口大二小五

調度価稻肆伯伍束

料漆壹斗式升 直稻貳伯肆拾束廿束

扱漆料絹壹丈 直稻壹拾參束

綿貳屯 直稻貳拾陸束屯別十
三束

鑲并廻等料鐵壹拾漆斤 直稻壹伯貳束斤別
六束

着字壹条長三丈五尺
広一尺七寸 直稻貳拾肆束

依太政官天平六年六月廿四日符造木贅碗陸拾口料漆陸升 直壹伯貳拾束升別
廿束(38)

これは官符による臨時の経費であるが、これが諸国に命じられたものか尾張国一国を対象としたものか不明である。しかし所定の交易雑物とは別に、中央において必要なものを諸国の正税を用度に充て製作し貢上せしめた例で

あり、その点では年料雑器と一脈通ずるものがある。

次に貢蘇については「延喜民部式」によれば、次表の如く、諸国の貢蘇の番次と壺数を定め毎年番次に従って十一月以前（出雲国は十二月以前）に貢上することになっている。

(第4表)『延喜式』貢蘇番次及び壺数

番次	国名	壺数
第一番(丑未年)	伊勢	18
	尾張	15
	河内	14
	江州	14
	河豆	12
	伊相	7
第二番(寅申年)	伊武	10
	安上	17
	上下	20
	常陸	20
	陸	20
第三番(卯酉年)	江濃	18
	濃野	17
	野狭	13
	前賀	13
	若越	14
	加能	8
第四番(辰戌年)	能越	15
	丹波	9
	後丹	10
	丹波	11
	後丹	11
	丹波	8
	後丹	11
	丹波	11
	後丹	11
	丹波	11
第五番(巳亥年)	大宰府	8
第六番(子午年)	磨作	15
	前中	11
	後芸	10
	防門	10
	伊路	7
	波岐	8
	予佐	6
	伊土	8
	阿讚	7
	伊土	10

貢蘇の制度は天平期まで確実に遡る。次表はその事例である。これを『延喜式』の規定と比較すると、出雲国と尾張国は「延喜式」では番次が異っており、また例えば尾張国を基準(第一番)としてみた場合、但馬国は三年後の第四番ということになり

(第五表) 天平期貢蘇事例

年度	国名	壺数(口)	出典
天平六年	出雲	五	計会帳
〃 〃 六年	尾張	七	正税帳
〃 〃 九年	但馬	一五	〃 〃 帳
〃 〃 十年	周防	四	〃 〃 帳

『延喜式』と一致するが、周防国が四年後にあたるのは「延喜式」に第六番と規定されたのと相違する。また壺数はいずれも一致しない。このように天平期の貢蘇制度は「延喜式」に定められたものとは多少異なったものであった。(39)

ところで尾張国正税帳によれば貢蘇のために用度稻二〇〇束が支出されており、但馬国・周防国正税帳には乳牛の飼秣稻としてそれぞれ一〇四束、四八束の支出が計上されている。貢蘇は六年毎であり、そのための支出もそれ程多くはないが、中央財源を担う地方経費の一つに数えられるものである。

(三) 年料別貢雑物

最後に年料別貢雑物について触れておきたい。「延喜民部式」によれば、畿内を除く四三カ国及び大宰府と、それぞれの貢上すべく雑多な品目を掲げた後、

右別貢雑物竝依「前件」。自余雜葉見「典葉式」。其運送徭夫各給「路糧」。

とある。またその「典葉式」には、諸国進年料雑葉として、「民部式」の年料別貢雑物に記された四三カ国の他に山城・大和・摂津・河内・飛驒・加賀・能登・佐渡・丹後・石見を加えた全国の貢すべき雑葉の種類と数量を定め、右依「前件」付「貢調使」送寮。検収訖即与「返抄」。其大宰便付「別貢使」。

とある。従つて別貢雑物と年料雑葉をあわせたものが「延喜民部式」にいう年料貢雑物であるが、両者は本来制度的には別なものである。

まず年料雑葉からみていこう。医疾令の逸文に

国輸_レ葉_レ之_レ処、置_レ採葉師_一、令_レ以_レ時採取_一。其人功、取_レ当_レ処随_レ近_レ下配支_一。

とあり、葉を輸す国は採葉師を置いて採取せしむべきことが定められている。⁽⁴⁰⁾ 賦役令集解雜徭条の古記は、右の大宝令文を引き、それを雜徭を以つて充つべき類に入れてゐる。令制の輸葉がどのような過程を経て「延喜典葉式」の年料雑葉に定着したかは史料がほとんどなく明らかにしえないが、『貞観交替式』には次のような記事がみえる。

応拘留醫師公廨事

右年料雜葉、每国立數、須任土之貢、依期進納。而諸国狎怠、未進猶多。非畜廢職、輒闕供御。被右大臣宣稱、弁葉無雖未進之怠、尤在国司。而採備藥種、醫師應主當。宜葉不論未進多少、拘留醫師公廨、待返抄到、而後充行。自今以後、国司寄言醫師、不事催勘、令致未進、量狀科責。

承和五年六月八日

これによれば、年料雜葉は国毎の定数にもとづいて期限内に貢納することになっているが未進が多い。その責任は国司にあるけれども藥種の採備を主当するのは医師であるから、今後は医師の公廨を返抄が得られるまで拘留することとし、また国司も医師に責任を転化し催勘することに務めず未進せしめることがあれば、状を量つて科責するとしている。採藥師ではなく医師が藥種を採備する任務にあつたことは令制と相違するが、この時期には雜葉にも未進の問題が生じていたことが知られる。また年料雜葉と称し、国毎の定数、期限が定められていたことは、この時期にはすでに「延喜典藥式」に規定されるような制度が一応整つていたことを示すものである。

次に別貢雜物であるが、令にこれに相当する貢上物の規定はない。従つてその淵源については不明な部分が多い。しかし早川庄八氏は平城宮から出土した、

・「追筆甲斐国」山梨郡雜役胡桃子一古

・天平宝字六年十月

という木簡に注目され、甲斐国山梨郡貢上の胡桃子が「延喜民部式」の甲斐国の別貢雜物にみえ、また「雜役」雜徭と解すれば、年料別貢雜物の中に含まれる年料雜葉が雜徭によって採取されたことと一致するとして、年料別貢雜物の起源も奈良時代にまで遡ぼりうる可能性を示唆された。⁽⁴¹⁾ 更に塩田陽一氏は年料別貢雜物が中男作物によ

く似ている点を指摘され、その源流は調副物であり、養老元年に調副物を停止し中男作物を設置し、もし不足あれば正丁の雑篠をもって補なうことが定められたが、別貢雑物の萌芽はここに求められるとしておられる。⁽⁴²⁾

ところで、「延喜民部式」の別貢雑物は第六表の通りであるが、その物品の中にはすでに奈良時代から貢上されていたことが確認せられるものも少なくない。例えば天平六年出雲国計会帳には中務省宛解文として「筆壹伯管事」が貢調使史生大初位上依網連意美麻呂に付して進上されたことがみえている。⁽⁴³⁾ これは出雲国の筆一〇〇管の貢上に伴なうものであるが、「延喜民部式」の出雲国別貢雑物の中に「筆五十管」がみえる。また天平八年薩摩国正税帳には

運府筆料鹿皮担夫弐人^{十九日}惣单參拾捌人食稻壹拾壹束陸把^{二十日、人別日四把}

^{二十九日、人別日二把}⁽⁴⁴⁾

とみえる。これは筆料として鹿皮を大宰府へ進上した記事であるが、大宰府の別貢雑物の中に「筆一千一百廿管」があり、そのうちの半分の五六〇管は鹿毛の筆となっている。薩摩国から進上された筆料の鹿皮は、そうした府の別貢雑物として貢上される鹿毛の筆生産の材料に用いられたものであろう。⁽⁴⁵⁾ なお平野邦雄氏は、天平十年周防国正税帳に「向京大宰府進上部領使」及び「向京従大宰府御鷹御領使」、「向京従大宰府御犬十頭」に食料を供した記事がみえ、天平十年筑後国正税帳に、御貫簀竹工、造銅竈工、造轆轤工、鷹養人、貢上犬を大宰府に貢進した記事がみえるが、これは管内諸国から府に貢進された技術者によつて府において生産された品が府から京へ貢上されたもので、これも別貢雑物であるとしておられる。⁽⁴⁶⁾ 「延喜民部式」によれば大宰府の別貢雑物には銅竈や御鷹、御犬は含まれていないのはたしてそうであったかは断言できない。しかし交易雑物においても平城宮出土木簡に、

丹波国何鹿郡高津郷交易小麦五斗

というものや、

出雲国交易紫菜三斤「太」

というものがあるが、「延喜民部式」の諸国交易雑物条には、丹波・出雲両国に当該の物品はみえていないという例もあり、天平期に貢上されながら「延喜式」段階で消滅したものがあつたことが知られるので、平野氏の指摘も全く否定し去ることはできない。

以上のことから『延喜式』の別貢雑物の一部が少なくとも奈良時代まで遡りうるとされた早川氏の見解は首肯されよう。しかしそれも交易雑物と同じく、天平期段階では品目はそれ程多くはなく、『延喜式』に至る間に増大していったものと推測される。天平期の制も何らかの法的根拠が存在したと思われるが、それを塩を塩田氏は養老年の勅に求められたのである。しかし養老年の勅では「若中男不足者、即以役雑徭」とあり、恒常的な制度としては規定していませんので、これをもってそのまま別貢雑物の成立とみなすわけにはいかない。

ところで別貢雑物は中央財源として一定の役割を担つたであろうが、当面の課題である地方経費に含まれるのはその運送費のみである。「延喜民部式」には「運送徭夫各給路糧」とあり財源は明記されていないが、正税から公糧が支給されたことは確実である。⁽⁴⁷⁾

以上、地方経費における、中央へ貢進される軽貨関係についてみてきたが、さまざまなのが中央財源として地方から吸いあげられていたことが知られよう。その中で最も地方財政に及ぼす影響が大きかったのは交易雑物である。それは令制の諸国貢献物及び臨時の土毛貢献の制が発展したものであるが、調庸物の匱乏、違期、未進により中央財源を補充するものとして拡大されていった。しかしそれは調庸制（貢納制）の解体と必ずしも意味しない。あくまで調庸物を中央財源として運用する原則を維持しつつ、その補充財源として諸国正税額稲による交易物が注

(第6表)『延喜式』別貢雜物一覽

国名	紙麻斤	斐紙麻斤	麻紙張	斐紙張	筆(管)	墨(廷)	桐墨(石)	柏(處)	麻黃(斤)	羣羊角(具)	牛角(口)	馬革張	牝牛皮(張)	樺皮(張)	麻子(斗)	支子(石)	胡桃子(石)	杏仁(斗)	黃楊(枚)	甘蔗汁(斗)	長梅(石)	漆(斗)	膠(斤)	木炭(圓)	鐵短船(隻)	檳榔(枚)	青木香(斤)	老門冬(料)	紫草(斤)	青砥(圓)	赤木					
伊賀	50																																			
伊勢	110				100																															
志摩																																				
尾張	90				100							6																								
參河	10				150																															
遠江					1000																															
駿河					100																															
伊豆																																				
甲斐																																				
相模																																				
武藏					100																															
安房																																				
上総					100																															
下総					100						12																									
常陸					300																															
近江	110				200							17																								
美濃	600				150							24																								
飛騨																																				
信濃					130																															
上野																																				
下野																																				
陸奥	100				100																															
出羽	100																																			
若狹	100																																			
越前	100																																			
加賀																																				
能登																																				
越中																																				
越後																																				
佐渡																																				
丹波	70	100																																		
丹後																																				
但馬	70																																			
因幡	70																																			
備前	70																																			
備後	70																																			
美作	70																																			
美作前	50																																			
備前中	90																																			
備後					200																															
安芸																																				
周防					200																															
長門																																				
紀伊	70																																			
淡路																																				
阿波	70	100																																		
讃岐	150	100																																		
伊予	100																																			
土佐																																				
大宰府	200				200	1000																														
(日向)																																				
(大隅)																																				
(南島)																																				
計	2260	1000	300	1000	4890	1000	3	220	5	94	12	100	39 + α	6	23	2	1.5	3	12	3		2	2.7	62	2	9	200	270	2.2	2500	200	200	?			

目されたのである。こうした正税交易雑物の増大によって、地方財政に占める中央財源的役割が一層強化されたことになる。

二 重貨と地方経費

(一) 年料春米

本来重貨たる米は国衙正倉に留め置かれるのが原則である。しかし田令田租条には、
其春米運京者、正月起輸、八月卅日以前納畢。

とあり、田租の一部を米に春いて運京することを定めている。これについて『令集解』に引かれた古記は「己戸租春進送故、如調庸均輸脚力運耳」とし、また「租春送大炊寮、充諸司常食」としている。即ちこれによれば、輸京する春米は国衙に田租を輸納する前にあらかじめその分を割り取り春米にし、調庸の場合と同じく運脚によって輸送され、大炊寮に送られて諸司の常食に充てられたことが知られる。これを地方財政の財源の面からみれば、田租の一部が輸京春米分として割きとられるのであるから、国衙入となる田租はそれを差し引いた分である。地方財政は実際の収入を財源として運用されるのであるから、令制において春米は地方経費の粋外であったとみなさざるを得ない。ところが天平期段階では、これが明らかに地方経費として重要な位置を占めている。当時田租は穀で収納され、恩勅による賑給以外にはほとんど用いられず専ら貯蓄されたのに対し、国衙における公的経費の大部分は出挙利稻として収納される穎稻が充てられていたが、春米もその支出に組みこまれることになったのである。しかも次表にみる如く、雑用支出に占める春米費の割合は大きく、それに加えて神龜元年以後は年料春米の担夫に公糧が支給されたのであるから、⁽⁴⁸⁾ 地方経費としての春米関係費の比重の度合いが知られよう。

(第七表) 天平期における雑用に占める春米の割合

年度	国(郡)	名目	雑用支出(束)	充春米額(束)	%
天平二年	越前	春米	一四四・五〇	一〇二六〇・〇	七一
〃	尾張	年料春税	四一二三・五五	二六〇〇・〇	六三
〃	紀伊	年料白米	八〇六〇・〇	七四二八・〇	九二
天平六年	尾張	年料春白米	不明	一四八二〇・〇	
〃 九年	但馬	年料春白米	二七〇七二・八	六〇〇〇・〇	二二
天平九年	豊後(球珠)後	儲府料春米 府雑用料春米	一一二一・七 不明	九〇〇・〇 五〇〇・〇	八〇

このように令制では、春米は田租として出す稲の一部を春き運京することになっていたが、天平期においては正税額稲(出拳利稲)の一部がそれに充てられた。そうした変更がいつ頃、何故に行なわれたのであろうか、そのことを物語る史料は残されていないが、春米が郡稲ではなく正税の出拳利稲から充てられていることは注意を要する。即ち田租も出拳利稲とともに正税の収入源であったが、田租穀は和銅元年に不動倉が設置され⁽⁴⁹⁾てからは一定量が国貯として永年正倉内に貯蓄されることになった。不動穀は原則として使用しないのであるから、地方財源として収納された田租穀はその分だけ使用価値が減ぜられたことになる。従ってそれを補充するために、これまで田租として国衙に収納する前にあらかじめ引き取られていた春米分を国衙に収納せしめ、その春米をもう一つの収入源である出拳利稲を以って充つこととしたと考えることもできるのではないかと思うのである。⁽⁵⁰⁾

いづれにしても賦役令集解調庸物条古記にひく民部省式によって、すでに奈良時代に諸国の遠近国の分類が存在

したことが知られ、また賦役令集解封戸条の古記には、

問、其租一分給主、若為処分。答、運春米国者米送、遠国者販売輕貨送給耳。

とあることから、古記の成立したとされる天平十一年頃には春米の運京国が定まっていたことは確実である。これは天平期において明らかに年料春米を出さなかつた国として、和泉監、隱岐・長門・摂津・出雲・淡路等の国が正税帳、計会帳によってほぼ推定できる⁽⁵¹⁾ことから裏づけられる。このような天平期の年料春米制が「延喜民部式」の年料春米として定着する⁽⁵²⁾のであるが、その間多少の変遷があつた。まず春米国であるが、貞観四年九月二十二日太政官符⁽⁵³⁾に引用された「民部省式」(『弘仁式』)には、『延喜式』に定める春米国のうち、加賀・備中・備後・安芸・伊予・土佐の国がみえていない。加賀国の立国は弘仁十四年⁽⁵⁴⁾で、「弘仁格式」の編纂⁽⁵⁵⁾後であるから、それはともかく、他の五カ国は『延喜式』によれば八月三十日以前の運京期限の国のみである。従つて右の貞観四年官符は「民部省式」と引用する際、「備中・備後・安芸・伊予・土佐八月卅日以前」という部分を書きおとしたとする見方もある。しかし官符が民部省式引用の際の単純なミスと考えるのはいささか早計の感はまぬがれえない。この場合はもともと「民部省式」に存在しなかつたと考え、当時の年料春米国には右の六国は含まれていなかったと考えるのが妥当である。次に『延喜式』の年料春米には白米・糯米・黒米の三種類があり、それぞれ用途に従つて大炊寮・民部省・内蔵寮に送られているが、天平期の場合とは若干事情が異なる。例えば越前国は正税帳と郡稻帳の双方が残存しているが、白米は正税から糯米は郡稻から支出されている。ところが『延喜式』にみえる内蔵寮への黒米はみえない。また官稻混合後の尾張国正税帳には年料春白米はみえるが、糯米はなく、かわりに「納大炊寮酒料赤米」が記されている。木簡には正税帳から確認される国以外の春米の事例が知られるが、それには備前国邑久郡の黒米の記載がみえ『延喜式』の規定と一致している。しかし春米記載木簡のほとんどは白米である。⁽⁵⁶⁾

さてこの春米の制も調庸の場合と同様、八世紀後半から雑米未進という現象の中で動揺がみられる。その雑米未進に対する律令政府の対応については佐藤信氏の「雑米未進にみる律令財政変質の一考察」⁽⁵⁷⁾に詳細に跡づけられているのでそれに譲り、ここでは春米の未進に関連してその用途である月糧の問題について述べておきたい。

『類聚三代格』卷十五に次のような官符がある。

太政官符

応割置田四千町事六箇
案内

山城国八百町 大和国千二百町

河内国八百町 和泉国四百町

摂津国八百町

右正三位行中納言兼民部卿藤原朝臣冬緒奏状傳、近代以来一年例用位禄王禄、准穀十七万余斛。又京庫未行_二衣服月糧_一、必給_二外国_一、其数亦多。並是正税用尽終行_二不動_一。当今年中所用卅五六万斛、况亦有損之年多費_二不動_一。件田散_二班於人者_一、口分為_二之不饒_一。混_二入於公者_一、国用由_二是可給_一。重請、依_二件割置_一、若獲稻若地子、量_二其便宜_一、以_二支公用者_一。從_二二位行大納言兼左近衛大将陸奥出羽按察使源朝臣多宣_一、奉_二勅_一、依_二請_一。

元慶三年十二月四日

これはいうまでもなく、元慶官田の設置を制したものである。ここで注目されるのは、元慶官田設置の理由として、近代以来一年間の例用の位禄、王禄を穀に換算すると十七万余斛で、また衣服、月糧も京庫で行なわずに必ず外国で支給しており、その数も多い。そのため諸国の正税は尽きてしまい、ついに不動穀を充用するに至っている。⁽⁵⁸⁾ これら一年間の使用量は三五・六万斛にのぼっており、特に有損の年には多くの不動穀を費消している、と述べて

いる点である。すべての官人の位祿・季祿が当時外国において支給されていたことは後述するが、ここではとりあえず月糧も京庫では支給できず必ず外国で給していることに留意したい。月糧とは月料ともいい、本来は親王及び大臣以下職事官から雑色人等に支給される食料のことである。後には要劇料・番上糧と同質化し、三者を混同して用いられるようになるが、⁽⁵⁹⁾ 田令集解田租条の古記等には前述の如く、年料春米が大炊寮へ送られて「諸司常食」に充てられるとみえているので、月料のそもその財源は年料春米であった。そして弘仁十一年八月十六日の太政官符⁽⁶⁰⁾に「承前之例、供御并春宮坊御料及親王已下月料、諸司毎月申於弁官、々即下符、依例令充」とあるように、毎月諸司は月料を弁官に申請し、弁官は符を下して宮内省の大炊寮から支給をうけていたのである。ところがこの月糧が、元慶三年の時点では「近代以来」京庫で支給できず外国において給されていたのである。近代以来というのはいつ頃まで遡ぼりうるのか明らかではないが、承和十三年十月五日太政官符⁽⁶¹⁾には次の如くある。

応罷輸勝載料米事

右得左兵衛府解僞、頃年府糧被行縁海之國。而依件例令輸勝載斛別五合、有限之糧因茲而闕。望請、永被免輸。謹請官裁者。左大臣宣、依請、自余諸司所運米亦宜准此。

即ち、頃年左兵衛府の糧は縁海国において支給されているが、勝載料⁽⁶²⁾として一斛につき五合の割合で徴収されてしまうため、限りある支給量が欠けてしまう、そこでこれを免じてもらいたいという左兵衛府の解が認められ、自余の諸司の場合もこれに准ずことが定められている。ここにいう「府糧」が左兵衛府の月糧を指していることはすでに加藤友康氏も指摘されているが、⁽⁶³⁾ 右の史料は月糧が外国、とりわけ縁海国において支給されていたことを裏づけるものである。「頃年」とあるので実際は承和十三年以前から行われていたことは確実である。このように

月糧が外国で支給されるようになった背景には年料春米の未進の問題があった。即ち未進によって中央においては定期的に支給することが困難となったために、運京の過程を省略し現地で支給する方策が講じられたのである。従ってこれによって少なくとも年料春米の未進、月糧支給の問題は解消したようにみえたが、新たに不動穀費消の一要因を生ずることになったのである。元慶官田は月糧及び位禄・王禄・衣服等の経費が地方財政を圧迫し、「国家貯積」⁽⁶⁴⁾とされた不動穀に手をつけ、これを減少せしめていることを重視し、諸府不動穀の減少をくいとめるために設置されたものであるが、まもなく諸司の要劇并番上糧に充つため諸司田として分割されていった。⁽⁶⁵⁾ 結局は月糧(月料・要劇料・番上糧)の財源としてののみ定着していったのである。しかしそのことによって年料春米の制が全く骨抜きにされたわけではない。寛平六年八月四日太政官符⁽⁶⁶⁾によれば、「日者大炊廩院数申無庫、尋其由緒、誠縁未進、凡年料白米者、以大税利稻、諸国春進、一年応納万八千石、而或年見納六七千石、或年纔八九千石、然則既欠三分之一、何支百僚之用」とあり、この頃「百僚之用」を支えることができないう程に未進は深刻になっていたが、それでも年料春米の中央財源としての一定の役割は失なわれていないのである。

(二) 年料租春米

「延喜民部式」によると、年料租春米国として第八表に示した国を掲げた後、

右十八国以租穀内春収。随官符到進之。其精代運實用正税、不聴妄為額闕本也。

とある。同じ運京春米でも年料春米が延喜民部式に「以正税春運」とあり、厳密にいうならば正税額稲を春いて毎年進上されたのに対し、これは租穀を春き、官符の到るに随って進上するというものである。田租を春米にして進

上するというのは田令田租条に定めるところであるが、精代が正税から支出されるとあるので、収納された田租穀を出してきて農民を徴発して調製せしめたことが知られ、この点が根本的に相違するところである。⁽⁶⁷⁾

年料租春米国をみると多くは年料春米国と重複している。年料春米国で年料租春米を除かれたのは伊勢・丹後・但馬・因幡・紀伊等の国であるが、これらの国は年料春米の負担量も比較的少ないことから推測されるように、本来国の財力が必ずしも大きくないにもかかわらず、近国という地理的条件のみによって年料春米の進上を義務づけられたものであり、そうした事情を考慮して年料租春米国からは除かれたのであろう。⁽⁶⁸⁾ 延喜十一年二月二十五

日に民部省に下された太政官符⁽⁶⁹⁾によると、「田租春米之国、同十年六月十九日改定已畢」とあり、延喜十年に田租春米国の改定があつたことが知られる。「延喜民部式」にみえる租春米国はこの時の改定によるものである。しかしその改定はそれ程大幅なものでなかつたようである。延喜十年以前の租春米国を知る上で唯一の手がかりとなるのは次の太政官符⁽⁷⁰⁾である。

太政官符

応禁止田租徴額事

参河 遠江 近江 美濃

若狭 越前 加賀 丹波

播磨 美作 備前 備中

備後 伊予 讃岐 土佐

右式云、国内官稻数少、出挙雑用不足者、預前申官、聴当年租収額。諸封戸租亦聴収額者。諸国領下出挙雑用不足以収額者、先申其状随裁収之。而見式文、輒称徴額、不行大租。無充封租、其尤甚者不勞

言上。晏然平居、雖加譴責再三申請、爰事不獲已、開不動倉行大糧料、以正稅穀充封租代。公損之甚莫過於此。左大臣宣、奉勅、宜仰件等国別加制止。若妄稱徵額、不行本色者、処之重料、不曾寬宥。

延喜二年三月十三日

即ち、諸国は出挙雑用の不足を理由に輒く田租を額で徴収するため、大糧を行なうことができず、また封租を確保することもできない状態にあるが、このことを譴責すると、不動倉をもって大糧料とし、正稅穀をもって封租代とするので、ここに掲げた国々の田租は以後額で徴収することを禁止するとしている。田租が額で徴収されると大糧を行なうことができないから従来通り穀で徴せよとされた国々は、尾張と安芸の二国を除いて「延喜民部式」の年料租春米国と全く一致する。これが年料租春米の実施を裏づけるものであることは藺田香融氏が指摘された⁽⁷¹⁾通りである。従つて延喜十年の改定といつても従来の指定国に尾張と安芸の二国を追加するといった程度のものであったと推測されるのである。なお藺田氏はこれをもつて年料租春米の史料の上の上限とされたが、その後早川庄八氏によつて、『類聚三代格』巻十四の寛平十年二月二十七日太政官符に「諸司租春大糧」とみえることから、更にこの時点まで遡りうる事が指摘されている。⁽⁷²⁾

「延喜民部式」には年料租春米の用途が示されていないが、前掲の延喜二年の官符からそれが大糧に充用されるものであったことが知られる。大糧とは、一般に大糧申請文書と称せられる天平十七年度の一群の文書⁽⁷³⁾から知られるように、中央官衙に働く下級官人（匠と丁）に支給される毎月の給与で、各省が一括して民部省に申請し、各官司の仕丁ないしは使部等が直接民部省に出向いて大糧をうけとり、⁽⁷⁴⁾官司内で配分したものと推定されている。⁽⁷⁵⁾

ところで民部省へ輸納された稲は年料春米ではなく、本来は庸米であったから、大糧には当初は庸米が充てられていたものと思われる。早川庄八氏は天平十七年の大糧申請文書より推計した一年間の大糧の量が「延喜民部式」

の年料租春米の総計と近似し、また「随官符到進之」とありながらその名称に「年料」の語が冠せられていることから、庸米の輸納は実際はほとんど無きに等しく、予想される一年間の大糧必要額を年料租春米として一八カ国にプールさせ、庸米の輸納量とにらみあわせてその不足分を送納せしめるシステムとして設定されたのが年料租春米制であり、天平九年但馬国正税帳に「副庸進春米壹伯斛充稻式仟束」とある記事から、その租型は奈良時代まで遡ることができる、ときわめて注目される見解を提示しておられる。⁽⁷⁶⁾ 青木和夫氏も、天平八年撰津国正税帳に、

役民料酒式拾斛占

(『大古』二ノ九頁)

天平九年和泉監正税帳に、

難波宮雇民糧米式拾式斛料稻肆伯肆拾束 (『大古』二ノ七六頁)

同年但馬国正税帳に、

造難波宮司雇民食貮伍斛、運担夫式拾別人 (『大古』二ノ六五頁)

と、難波宮造営に関わる雇役民の食料、酒料に諸国正税が充てられている記事がみえるが、このように本来庸の中から支弁されるべきものが正税によっているのは、この頃からすでに庸が不足していたとみるべきではないかと述べておられる。⁽⁷⁷⁾ しかし天平期のこうした記事より庸の慢性的な不足の事態を想定することはできない。この時期庸が不足の事態に陥ったのは難波宮造営という臨時事業のために雇役が増大したためであり、少なくとも当時は一時的な現象ではなかったかと思われるのである。確かに八世紀後半以降になると、庸米も未進等により、民部省の財源としてその絶対量が不足したことは否定できない。しかしそのことは年料春米の場合でも同様であった。大同四年七月乙巳朔の山陽道觀察使藤原朝臣園人の奏言⁽⁷⁸⁾には、「伏望、大同元年以来調庸雜米等未進者、官用有限、支料難支、並須依數催進」とみえ、前掲の寛平六年八月四日の太政官符からもそのことがうかがわれる。こういう

状態であつてみれば、庸米が全く無きに等しいといつて、諸国の田租穀を春米にして進上せしめる策を講ずれば、その分を全面的に補填できると律令政府が期待したとは到底思われないのである。やはり庸米未進、及び雇役の増大による絶対量の不足を補なうため、即ち庸米制を補充する制度として設定されたのが年料租春米ではなかつたかと思ふのである。

(三) 年料別納租穀

「延喜民部式」によれば、年料別納租穀は第八表にみる如き国名を掲げ、

右廿五国各別納租穀内、随「官符到」、充「位禄」、季禄、衣服等料。

とある。『政事要略』にはこの後に、更に「依「延喜七年十一月十三日官符」、始「定」件別納租穀」。其数頗有「増減」という記事がみえる。従つて年料別納租穀は延喜七年十一月十三日に設定されたもので、指定された二十五カ国において官符到るに随つて位禄、季禄、衣服等を支給するが、支給対象者の関係もあつて諸国の別納租穀の数量は必ずしも一定せず増減があつたようである。従来の中央経費に対し正税の租穀が用いられる点は年料租春米と共通するが、両者が根本的に異なるのは、年料租春米が運京されるものであつたのに対して年料別納租穀は現地において支給されるという点である。従つて輸送の便は考慮する必要はないのであるから主として中・遠国が負担国となつてゐる。⁽⁷⁹⁾但し「延喜主税式」によると、

凡五位已上位禄、給「諸国」者、東海道駿河以東、東山道信濃以東、北陸道能登以北、山陰道伯耆以西、給「運賃」。
自余諸国及在国司者、不在「此限」。

とあり、東海道の伊豆・甲斐・相模・武蔵・上総・常陸の国、東山道の上野・北海道の越中・越後の国、山陰道の

出雲・石見の国は位禄とは別に運賃が支給されることになっていた。

ところで位禄・季禄等が外国において支給されるようになったのは意外に早く、『続日本紀』神龜五年四月辛巳条に、

太政官奏曰、(中略)又諸国司言、運調行程遙遠、百姓勞弊極多。望請、外位位禄、割留入京之物、便給当土者。臣等商量、並依所請。伏聽天裁、奏可之。

是時、諸国郡司及隼人等授外五位、並以位禄便給当土也。

とある。これは貢調の疲弊を緩和するために、特に外国にある外五位の者に対してとられた措置であつた。しかし天平神護三年正月二十八日勅⁽⁸⁰⁾には

勅、大宰陸奥出羽等官人位禄者、自今以後、宜改先格、准諸国例、給於当所。若有絀布等類、從願便給。但五畿内者正税減少、所用過多、宜准内官給京庫。

とあり、この頃になるとすでに諸国司の位禄は当土において正税をもって支給していたことがわかり、大宰府及び陸奥、出羽の官人の位禄も同様に当所において支給されるようになっていた。ここでは位禄のみが問題とされているが、神護景雲二年七月二十八日官符⁽⁸¹⁾によれば、

得府解僦、五位国司及帶国諸司官人等欵云、所賜位禄并季禄料春米上京欲資親族者、府檢辞状、不可不申。仍前例不便、更加推定。請官裁者。官判依請者。

とあり、管内諸国の国司及び国司兼任の官人は位禄の他に季禄も当国において春米が支給されていたことがわかる。⁽⁸²⁾『日本紀略』の弘仁八年三月壬寅条には、

公卿奏曰、頃年之間、水旱相続、百姓農業損害不少。伏望、省臣下封禄、暫助国用。年歲豊稔、即復旧例。

許_レ之。

とあり、同弘仁十一年十一月某日条にも

其弘仁八九年間、水旱不_レ登、府庫稍耗、因_レ公卿詳議、暫割_レ五位己上封祿四分之一、以均_レ公用。如今五穀頗熟、支用可_レ均、宜_レ封祿等數復_レ之旧例。

と同様な記事がみえる。これによれば水旱にあつて農業が損害をうけたため、公卿が詳議して五位以上の封祿をし、ばらくの間停めたことが知られる。封祿への支出を抑えてその分地方経費の支弁に充てることがその理由であるが、そのことから地方財政における封祿支出の比重の度合いが察せられる。しかし当時はまだ京官の位祿、季祿は含まれていない。早川庄八氏は、祿物価法が『弘仁式』にはまだ定められていなかったが、『貞観式』にはその規定が存在したと思われたことを主な理由として、京官の位祿を外国において支給することが一般化したのは、弘仁から貞観に至る九世紀前葉ではなかったかと推定しておられる。⁽⁸³⁾ 従つてこれ以後ますます地方財政を圧迫していったことは推測に難くない。

年料別納租穀は、こうした九世紀前葉以降の、京官、外官を問わず位祿・季祿を外国で支給していたことを前提にし、かつ地方財政の逼迫を打開するために設けられた制度である。というのは、年料別納租穀は従来の慣行をそのまま制度化したのではなく、支出財源として租穀に注目し、国衙の一般経費とは別に財源を設定しているのである。「延喜主税式」の正税帳の書式の中には、臨時用として次のような記載がみえる。

依_レ太政官符_レ用若干束

依_レ某年月日符_レ給_レ某官位姓名_レ祿料若干束

絹若干疋 価若干束_{干束}
正別若

綿若干屯 価若干束 屯別若
干束

調布若干端 価若干束 端別若
干束

歙若干口 価若干束 口別若
干束

蘭田香融氏はこの正税費目が年料別納租穀に該当すると述べておられるが⁽⁸⁴⁾、これは絹・綿等の禄物に正税額稲が支出されており、租穀を支出する年料別納租穀そのものとみることはできない。また村井康彦氏はこれらのものが国衙で調達され、京都へ送られたことを示すとされる。⁽⁸⁵⁾しかし前述の如く九世紀前葉以降は位禄は外国で支給されたのであるから、これも疑問である。ところで『延喜式』収載の正税帳式を詳細に検討された岡田利文氏の研究⁽⁸⁶⁾によれば、それは『弘仁式』編纂段階で作成され、以後改訂も加えられないまま『延喜式』にそのまま載録されたものであるという。これによると正税帳式に記載された官符による位禄支給に関する費目は、年料別納租穀が成立する以前の状態を示すものではないかと思われる。しかも早川氏の述べられたように禄物価法が『弘仁式』に規定されず、『弘仁式』編纂段階ではまだ京官の位禄の外国支給が一般化されていないとすると、これは外国にある国司及び国司兼任の官人の位禄を外国において支給する際の正税の支出のあり様を示したものとみなければならぬ。従って当時位禄の支給にあたっては額稲が支出されている点が注目されるのである。前述の水旱時の措置にみえているように、封禄を停めることが即ち「助」国用」ことであるとされているのは、位禄の支給が国衙の一般経費と同じく額稲によって支弁されていたからである。このように年料別納租穀は、先行する年料租春米の例とふまえて、正税交易雑物に加えて位禄等への支出によって、国衙の公的経費を支える財源の額稲が窮乏し、地方財政が逼迫していた状態を打開するため、穀稲に財源を求めた位禄・季禄・衣服等の現地支給を維持すべく設けられたものである。

以上、中央経費に充てられる重貨の米の地方経費における関わり方をみてきた。年料春米は、本来田租の一部を米に春いて進上せしめる制であったが、後に地方経費に充てられる額稲を春くように変化し、地方経費の一つとして重要な位置を占めるようになった。しかしこれが交易雑物とあわせて地方財源の費消の大きな要因となり、ついには「国家貯積」として輒く用うことを禁じられていた不動穀にまで手をつける事態となつて、律令政府はあらたな対応を迫られることになった。そこで注目されたのが、不動穀でもなく、地方経費に充用される額稲でもなく、賑給等ごく限られた支出に充てられていた動用穀であった。即ちこの穀稲は田租として収納されたもので、その一部は不動穀に入れられることもあつたであろうが、不動穀が律令国家の要求する一定量を満たした後は、専ら動用穀として正倉内に貯積されることになつていた。律令政府は不動穀の減少をくいとめるため、元慶官田を設置するなど、新たな財源の確保を図つたが、結局はそれも十分な成果をあげることができず、再び地方の正税に目を向け地方財政の圧迫を抑えるためにも、従来とは異なつた方法として、田租穀（動用穀）を利用した年料租春米制、年料別納租穀制を設定していったのである。

おわりに

以上、地方経費の中の、中央財源として充用されるものについて、それぞれの沿革及び内容等をみてきたが、地方財政において中央財源のための出費がいかに多いか知られよう。このような経費は当初は貢賦物や土毛などの調達程度であつたが、律令制の推移の中でしだいに増大していったものである。このいわゆる「律令財政の正税依存」⁽⁸⁷⁾の現象は、中央経費の膨張と調庸物未進、違期、龜患等による中央財源の動揺の結果生じたものとはいへ、地方財政の中央財政からの非独立性を示唆するものである。即ち地方財政、中央財政の区別は、冒頭にも述べたよ

うに、租税物の軽重による、輸送能力を考慮した措置であり、それぞれ独立運営を前提としたものではない。従って律令国家にしてみれば、地方財政も中央財政も実質的な区別のない、すべて中央の律令政府の機構を支える財政運営であったと思われるのである。そもそも地方経費といっても、天平期正税帳の雑用費目をみる限り、直接班田農民の再生産に関わるものよりも、官人の往來の際の給糧や、国司の部内巡行費、元日拝朝、仏事などの諸行事費、年料器仗費など、中央との関わりの深いものが多い。しかもそうした財源運用にあたっては報告を義務づけ民部省へ「主税寮」で監察され、また財源を収納した正倉の検校⁽⁸⁸⁾も行なわれることを考えると、地方財政の独立性に疑問が持たれてくるのである。従って中央財政の確保が困難となるに伴ない、正税への依存が大きくなっていったのも、結局のところ律令政府にとっては、地方財政も中央財政の一環としてみなされていたからではないかと思うのである。

註

- (1) 喜田新六氏「令制下に於ける物資の融通・運用について(上)」(『史学雑誌』四九ノ六)
- (2) 『続日本紀』(以下続紀と略す) 神龜五年四月辛巳条には、「輸米之重、換綿織之輕」とあり、また同慶雲三年閏正月戊午条にも「諸国庸中輕物純糸綿等類」とみえるように、綿織糸等は軽いもので米は重いものと認識されていた。また賦役令集解封戸条の古記には、「運春米国者米送、遠国販売輕貨送給耳」とあり、物資の軽重は運送と関係するものである。
- (3) 侯野好治氏「律令中央財政機構の特質について」「保管官司と出納官司を中心に」(『史林』六三ノ六)、同氏「律令中央財政の歴史的特質」(『日本史研究』二二三)、栄原永遠男氏「律令中央財政と錢貨に関する試論」(『社会科』学研究) 二二、榎木謙周氏「律令財政研究の一視角」(『新しい歴史学のために』一六二)、梅村喬氏「律令財政と天皇祭祀」(二三五)など。なお最近石上英

一氏は、こうした律令国家財政の分析視角を総括的に整理するとともに、公信用論という新たな視角を提示しておられる（『律令体制と分業体系』『日本経済史を学ぶ（上）』所収）。

- (4) 坂本太郎氏「朝集使考」（『日本古代史の基礎的研究下 制度篇』所収）。
- (5) 菊地英夫氏「唐令復原研究序説」（『東洋史研究』三一ノ四）
- (6) 『大日本古文書』一ノ六四五頁。
- (7) 『大日本古文書』一ノ四一一頁。
- (8) 『大日本古文書』一ノ六一〇頁。
- (9) 『大日本古文書』二ノ六八頁。
- (10) 『大日本古文書』二ノ五六頁。
- (11) 『大日本古文書』二ノ一三八頁。
- (12) 『大日本古文書』一ノ六〇二頁。
- (13) 早川庄八氏「天平六年出雲国計会帳の研究」（坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』下巻所収）。
- (14) 『大日本古文書』二ノ一三八頁。
- (15) 『大日本古文書』二ノ一四八〜九頁。
- (16) 『大日本古文書』一ノ五九七頁。
- (17) 賦役令集解貢獻物条の古記は、珠と玉の違いについて「自生曰_レ珠、作成曰_レ玉」と説明している。
- (18) 『大日本古文書』一ノ五九七頁。
- (19) 『大日本古文書』二ノ一〇七頁。

- (20) 喜田新六氏「調庸雑考」(『齊藤先生記念論集』所収)。
(『古稀祝賀』)
- (21) 早川庄八氏「律令財政の構造とその変質」(『日本経済史大系 I 古代』所収)。
- (22) 浅香山木氏『日本古代手工業史の研究』第二章第二節「律令期における官営工房と在地の手工業生産」一一六頁。
- (23) 拙稿「大税と郡稻の成立に関する一試論」(『立正史学』五二)。
- (24) 諸国貢賦物はかつて国造の服属のしるしとして中央へ進上していたことの遺制であることは諸氏の一致して認めるところである(平野邦雄氏「古代国家における税制と国衙」九州工業大学研究報告〈人文・社会科学〉一、奥野中彦氏「交易雑物制の成立」「貢賦制から交易制への展開」『続日本紀研究』一四八・一四九合併号)。しかし支弁する財源まで遺制とみることはできず、あくまで官稻によつて調達されていることは当初から一定の財政的価値が与えられていたことを示唆している。
- (25) 天平期に「交易雑物」として一括して呼称されたことはみえていないが、『延喜式』にいう「交易雑物」制がすでに存在していたことは否定できないであろう。
- (26) 藪田香融氏「出挙」「天平から延喜まで」(『日本古代財政史の研究』所収)。
- (27) 村井康彦氏『古代国家解体過程の研究』第一部第二章「公営田と調庸制」。
- (28) 奥野氏前掲論文、注(24)。
- (29) 中野栄夫氏「王朝国家における収取体系」「臨時雑役をめぐって」(『律令制社会解体過程の研究』所収)。
- (30) 早川氏前掲論文、註(21)。
- (31) 中西康裕氏「交易雑物について」(『ヒストリア』一〇一)。
- (32) 天平九年和泉監正税帳によれば、当年の輸租穀は天平九年八月十三日の恩勅によつて免すとある。調の場合もほぼこれと期を一にしたものと思われる。

- (33) 天平十年筑後国正税帳には、
依民部省天平九年十月五日符、寺家封戸田租代報納壹仟玖百壹拾捌束伍把（『大古』二ノ一四七頁）
とみえ、天平九年十月五日民部省符は寺神の封戸を対象とし、免除された租・調を正税によって代納せしめる内容のものであったことが知られる（井上辰雄氏「筑後国正税帳をめぐる諸問題」『正税帳の研究』所収）。
- (34) 村井氏前掲論文、註(7)。
- (35) 早川氏前掲論文、註(2)。
- (36) 早川庄八氏は断定は避けながらも、畿内における雑徭の差発が困難となった時期に交易に切換えられたものではないかと推測しておられ（前掲註21論文）、また岩波日本思想大系『律令』においても、交易雑器はこの令条の変形かとしている（同五九一頁）。
- (37) 樽崎彰一氏『陶磁大系5 三彩緑釉灰釉』九〇頁。
- (38) 『大日本古文書』一ノ六一一頁。
- (39) 井上辰雄氏「周防国正税帳をめぐる諸問題」（『正税帳の研究』所収）。氏の場合は、延喜式において周防国は子午年に貢することになっているが、天平十年は戊寅であること、また但馬国は卯酉年の貢上とあるが、天平九年は丁丑であることを指摘しておられる。
- (40) 賦役令諸国貢物条にも香薬がみえる。これについて『令集解』では穴説が「香薬二也。凡称香皆足也」とするのみであるが、医疾令の規定するものとはもちろん別である。
- (41) 早川氏前掲論文、註(2)。
- (42) 塩田陽一氏「年料別貢雑物制について」「律令財政に関する問題」（『ヒストリア』五三）。

- (43) 『大日本古文書』一ノ六〇六頁。これが中務省解文であることは、早川氏前掲註(13)論文を参照。
- (44) 『大日本古文書』二ノ一五頁。
- (45) 井上辰雄氏「薩摩国正税帳をめぐる諸問題」(『正税帳の研究』所収)、平野邦雄氏「大宰府の徴税機構」(『竹内理三博士還暦記念会編』『律令国家と貴族社会』所収)。
- (46) 平野氏前掲論文、註(45)。
- (47) 塩田陽一氏も述べるように、神亀元年三月二十日格において「除運調庸外向京担夫等粮食」の財源として公用稲が設置されているので、それ以後はその出挙利稻(国儲)が充用されたと推測される(塩田氏前掲註42論文)。しかし公用稲は天平六年に正税に混合されたので天平六年以後は正税から支出されるようになった。天平八年薩摩国正税帳にみえる「運符筆料鹿皮担夫」への食稻の支給はそれを物語る。その後若干の曲折はあるが、大同五年以後は正式に正税を充用することになっており、それは延喜式まで変化はなかったと思われる(拙稿「公用稲と国儲」『続日本紀研究』一九七参照)。
- (48) 『延暦交替式』延暦二十二年二月二十日太政官符所引神亀元年三月二十日格。
- (49) 『延暦交替式』和銅元年閏八月十日太政官符。
- (50) 早川庄八氏は「この制度の淵源をたどれば、租と出挙の発生と両者の関係を明らかにするうえで一つの手がかりとなると思われる」(前掲註21論文)と示唆的なことを述べておられるが、今のところ氏の具体的な見解は示されていない。
- (51) 早川氏前掲註(2)論文、栄原永遠男氏「海路と舟運」(『古代の地方史』2所収)。
- (52) 佐藤宏一氏「春米運京について(上)」(『続日本紀研究』三ノ十一)。
- (53) 『類聚三代格』卷十四。
- (54) 『類聚三代格』卷五、弘仁十四年二月三日太政官奏。なお加賀立国については林陸朗氏「加賀立国の史的背景」(坂本太博士

頭寿『日本史学論集』上巻所収)を参照。

- (55) 「弘仁格式」は弘仁十一年四月二十一日に一旦撰進されたが、その後改正等の編纂事業は継続され、天長七年十一月十七日に至つて施行されたと考えられている(鎌田元一氏「弘仁格式の撰進と施行について」大阪歴史学会編『古代国家の形成と展開』所収、福井俊彦氏『交替式の研究』第六章第三節「弘仁格式の編纂と交替式」)。
- (56) 佐藤信氏「米の輸貢制にみる律令財政の特質」(『文化財論叢』所収)の第四表「平城官木簡にみえる春米輸貢例」参照。
- (57) 佐藤信氏「雑米未進にみる律令財政変質の一考察」(山中裕編『平安時代の歴史と文学』歴史編』所収)。
- (58) 『三代実録』元慶三年十二月四日己丑条には冬嗣の奏状が載せられている。それによると「当今除陸奥、出羽及西海道之諸国、不動約計一千卅七万余斛、就中縁海近国、不出二三百万」と、太政官符にはみえない文言が記されている。
- (59) 早川氏前掲論文、註(2)。
- (60) 『類聚三代格』巻六、斉衡三年十月七日太政官符所引。
- (61) 『類聚三代格』巻十六。
- (62) 村尾次郎氏は、勝載料が積載量を基準にして公私船に賦課される一種の課税であることを明らかにしておられる(『律令財政史の研究』三七九頁)。
- (63) 加藤友康氏「日本古代における輸送に関する一試論」(『輸送手段の分』(『原始古代社会研究』五)。
- (64) 『類聚三代格』巻八、貞観八年十二月八日太政官符。
- (65) 元慶官田及びその諸司田化についてはとりあえず、大塚徳郎氏『平安初期政治史研究』第三章第三節「元慶三年設置の官田について」、村井康彦氏前掲書第一部第三章「平安中期の官衙財政」、林陸朗氏「前期摂関期における土地政策」(元慶官田の成立事情田)、「上代政治社会の研究」所収)、佐藤宗諄氏『平安前期政治史序説』第六章「平安初期政治の崩壊隔程」(藤原冬緒と)、西

別府元日氏「元慶官田の諸司田分割をめぐって」(『史学研究』五十周年記念論叢 日本編)所収)などを参照。

(66) 『類聚符宣抄』第八。

(67) 田令田租条の流れをひく年料春米の場合は、延暦十五年十月二十一日太政官符(『類聚三代格』卷十四)に、

「応令春年料白米事

右被_レ大納言正三位紀朝臣古佐美宣_レ僞、奉勅、如聞、諸国所_レ春年料白米、或以古稻充、或便春米納。民之承_レ弊率皆由_レ是。朝委之情豈合_レ如此。宜_レ收納之日即以_レ所_レ進正税令_レ春。假令_レ拳百束_レ戸春利十束。然則百姓有_レ息物亦無_レ遺。

とあり、従来春米の調製方式として、一度収納した穎稻を出して農民に春かせる形態と正税利稻返納時に春米として出させる形態とがあつたが、前者は農民にとって大きな負担であつたので弊を防ぐためにも、以後後者に統一されることになつたことが知られる(榎木謙周氏「律令制下における米の貢進について」『続日本紀研究』二〇五)。延喜民部式の年料春米に精代_レのことが規定されないのはそのためである。

(68) 伊勢国の場合は別に齋宮寮へ負担のあることを考慮して除かれたのであろう。年料春米量が少ないにもかかわらず年料租春米を負担せしめられた例もないわけではないが、両者の負担額は比例関係にあるので、年料租春米の負担にあつては国の財力が一応考慮されているのではないかと推察される。

(69) 『政事要略』卷五十七。

(70) 『類聚三代格』卷十五。

(71) 藺田氏前掲論文、註(26)。

(72) 早川氏前掲論文、註(2)。

(73) この文書については、山田英雄氏「天平十七年の文書をめぐって」(『日本歴史』三四一)、榎木謙周氏「天平十七年大根

申請文書についての覚書」(『古代文化』三十二ノ一)が詳細な検討を加えている。

(74) 天平勝宝三年六月一日写書所解(『大日本古文書』三ノ五〇七頁)、同年四月五日付写書所解(『大日本古文書』十一ノ五二〇頁)。

(75) 俣野好治氏「律令中央財政の歴史的特質」(前掲、註2)。

(76) 早川氏前掲論文、註②。

(77) 青木和夫氏「雇役制の成立(下)」(『史学雑誌』六七ノ四)。

(78) 『類聚国史』巻八十四 政理六、免官物。

(79) なお不審に思われるのは、周防国は年料春米、年料租春米、年料別納租穀のいずれも負担していないことである。もともと「延喜交替式」には年料租春米国に周防の国名もみえているが、「延喜民部式」の記載をとるべきでこれは恐らく誤記であろう。何故周防国がこれらの負担をまぬがれたのであろうか、これについて明確な史料は残されていないが、寛平八年三月四日大政官符(『類聚三代格』巻十四)は参考となろう。即ちこれによれば鑄銭料雑物は備後・周防・長門・伊予・筑前・豊前・肥後の七国に交易せしめていたが、以後は周防国の田租穀六九〇九斛九斗二升の内から割き充つことが定められている。周防国の場合は田租穀がこうした特別の支出に充てられることになったので、負担の過重を考慮して除かれることになったと推察される。

(80) 『類聚三代格』巻六。

(81) 『類聚三代格』巻六、大同四年正月二十六日太政官符所引。

(82) 禄料として春米を支給されたか、または禄料を春米にしたのか、解釈上問題がないわけではないが、ここでは前者をとっておく。しかしいずれにしても現地において正税から支出されていたことにかわりはない(高橋崇氏『律令官人給与制の研究』)。

究』三八九頁)。

- (83) 早川氏前掲論文、註(2)。なお『類聚三代格』卷十四の貞観九年四月二十日太政官符に、
案太政官去貞観六年五月三日符「傳、得右京職解」傳、檢案内、件義倉自六月一日「始輸」之。其未進夾名十一月移送三省、用帳即來年二月十五日進官。是則當年十一月京庫給位禄時之制也。頃年之例、停給京庫、當年春在前給「外国」
とあるのもこのことの一傍証となろう。

(84) 藺田氏前掲論文、註(26)。

(85) 村井氏前掲書第一部第三章、註(65)。

(86) 岡田利文氏「延喜式」掲載の正税帳書式の成立時期について」(『歴史』四九)。

(87) 藺田氏前掲論文、註(26)。

(88) 拙稿「律令制下の諸国正倉檢校をめぐる」(『古代文化』三六ノ一)。

(一九八三年十月十七日脱稿、一九八四年六月二十五日補訂)